



代表取締役の後藤氏

経営概要

喜知里農園株式会社

◆代表者、所在地（本社）

後藤ジュン 静岡県御前崎市

◆設立

令和6年10月

◆経営規模

野菜（イチゴ等）0.6ha

◆従業員数

役員1名、パート・アルバイト7名

◆事業内容

イチゴの生産を主体に、野菜の生産と加工の複合経営に取り組む。

1 現状と相談までの経緯

相談者は、静岡県の研修事業を活用し、令和元年にイチゴで新規就農した。就農後、イチゴの経営規模を拡大した他、新規にサツマイモ等の露地野菜の栽培・加工品の販売にも取り組み、経営の発展を図っている。令和5年に農業経営・就農支援センターの専門家派遣を活用して法人化のスケジュールや手続きについて助言を受け、「喜知里農園株式会社」を立ち上げた。法人化にあたり、**雇用者・被雇用者ともに安心できる職場づくりのためには就業規則の策定が必要であると考え**、日頃から経営課題について相談していた普及指導員からの提案を受けて、令和6年に再度相談した。

2 相談内容

経営を法人化し、今後正社員の雇用も検討しているが、労務管理に関する知識が不足している。

働きやすい職場環境の実現に向け、**就業規則を策定したい**。

社会保険の加入や、補助事業の活用についてもアドバイスがほしい。

3 支援内容

■ 支援チームの編成と就業規則の策定

経営改善に向け、現状分析や課題抽出について専門家の支援が必要であることから、**経営戦略会議において支援チームを編成**した。

始めに普及指導員が、厚生労働省の就業規則作成支援ツールを用い、後藤氏からヒアリングを行いながら、**就業規則の素案作成を行った**。

支援チーム構成員：

社会保険労務士、普及指導員



専門家派遣の様子

■ 専門家派遣を通じた助言の実施

普及指導員は支援計画を作成し専門家の派遣を調整した。専門家派遣を通じて、**就業規則の策定、正社員の雇用に関する助言**を行った。

・就業規則に関する助言（社会保険労務士）

相談者と普及指導員で作成した就業規則の素案を基に、法律に基づいた適切な就業規則の策定に向け、不足している項目や記載の方法（従業員の定義を明記すること、試用期間や休職の規定方法、育児介護休業規定の記載例等）について助言を行った。

・正社員の雇用に関する助言（社会保険労務士）

喜知里農園(株)では、パート従業員を正社員に登用することを検討しているため、正社員の雇用に関する手続き（社会保険の加入、労働条件通知書兼雇用契約書の作成等）及び活用出来る補助金について助言を行った。

■ 支援を受けて・・・

専門家の助言を受けて就業規則の策定を行ったことで、従業員と働きやすい職場環境の実現に向けて話し合うきっかけになった。

パート従業員のうち1名を社員として登用する予定であり、専門家から助言を受けた補助金の活用を検討している。

■ 今後の経営展開

専門家派遣を受けて、労務面での改善に取り組むことができたため、今後はイチゴの生産規模の拡大・売上増加に集中して取り組んでいく。

引き続き普及指導員と相談しながら、規模拡大後の経営計画作成を目指す。



イチゴ栽培の様子

喜びの声

専門家や、いつも相談する普及指導員のおかげで、就業規則を策定することができました。専門家派遣では、難しい用語や法律もわかりやすく説明いただき、法人の代表者として必要な労務に関する知識を学ぶことができました。今後も、働きやすい職場環境の実現に向け、全力で取り組んでいきます。

専門家の所感

相談者は、今後の経営発展と雇用の安定確保のために、法人化に強い意欲を持って取り組んでおり、就農後6年で法人化を実現しました。

今回の支援では、法人化を契機とし、専門家による助言を行うことで、雇用者・被雇用者ともに安心できる就業規則を策定することができました。今後、更なる就労環境の改善に向け、定期的に就業規則の見直しを行い、地域の規範となる経営体となることを期待しています。

<支援実施機関> 静岡県農業経営・就農支援センター



静岡県農業経営・就農支援センター

組織概要

■ 相談窓口（経営相談、就農相談）

静岡県静岡市葵区茶町2-8-1 銀行会館内

（公社）静岡県農業振興公社内

（JR静岡駅から徒歩20分）

電話番号：054-250-8989

受付時間：9:30～12:00、13:00～17:00

静岡県では、公益社団法人静岡県農業振興公社を静岡県農業経営・就農支援センターに位置付け、県農林事務所や農業協同組合、静岡県農地中間管理機構、市町、市町農業委員会、県青年農業者等育成拠点等関係機関と相互に連携して、就農から定着、経営発展までのサポートを一貫して行っています。